

## 緊急事態発生時の対応について

平素は本校教育推進のため何かとご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本校としましては、万一緊急事態が発生した場合は、子どもの安全を守ることを最優先し、以下のマニュアル基準で対応いたします。

### 対応A

⇒ 「最大の警戒を要する事態」

… 震度5弱以上の地震発生、近隣で重大な事件が発生 等

**授業を途中で打ち切り、次の通り対応します。**

◎ **学校に児童を待機させ、保護者に迎えに来ていただく。**

- ア) 緊急対策本部の設置(PTAの協力)
- イ) 職員校区内パトロール
- ウ) 地区児童会の教室に集合、待機
- エ) 担当教員は児童がそろっているか確認、諸注意、連絡をする。
- オ) 児童を保護者に引き渡す(確認)。
- カ) 翌日以降は可能な限り保護者の方と一緒に登校 など

**※対応Aの場合は、非常に緊急かつ重大な事態における対応ですので、保護者の方がお迎えに来られるまで児童は学校で待機させます。**

### 対応B

⇒ 「警戒を要する事態」

… 周辺地域で警察出動事案等が発生  
在校中に気象が急変し、警報等が発令されている場合 等

**授業終了後、次の通り対応します。**

◎ **学年で一斉下校(教職員付き添い)**

- ア) 登下校時に校区内パトロール(教職員、PTA)
- イ) 授業中の校内巡視
- ウ) 授業終了後、学年で一斉下校(教職員付き添い)

**※対応Bでは、授業終了後下校となります。**  
**通常どおり、下校先は、自宅または放課後児童会となります。放課後児童会の入・退会が生じた場合はすみやかに担任までお伝えください。**

※ PTA・青パト・関係諸機関に協力の要請をする場合があります。

※ 教育委員会等を通じてさまざまな情報が入ります。「緊急事態の内容」、「発生日時」、「発生場所」、「現在の状況」などを総合的に判断するため、マニュアル通りでない場合があります。また、学校独自の判断になりますので、市内のすべての小・中学校が同じような対応にならない場合があります。